

「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第 1070300221 号)

当事業所は契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について（契約書第23条参照）	6
6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐生療育双葉会
(2) 法人所在地 群馬県桐生市広沢町一丁目 2648 番地の 1
(3) 電話番号 0277-54-1182
(4) 代表者氏名 理事長 近藤 理
(5) 設立年月 昭和 31 年 8 月 24 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 2 月 1 日指定
(介護予防) 短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
群馬県 1070300221 号
※当事業所は特別養護老人ホーム双葉苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者が家庭的な雰囲気の中で、自立した日常生活を営むことが出来るよう（介護予防）短期入所生活介護を提供すると共に、利用者の家族の介護負担の軽減を図る。
- (3) 事業所の名称 ショートステイふたば
- (4) 事業所の所在地 群馬県桐生市広沢町一丁目 2643 番地の 1
- (5) 電話番号 0277-54-8900
- (6) 管理者氏名 諸井 直彦
- (7) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日（平成 6 年 4 月 1 日）
- (8) 営業日及び受付時間
営業日 年中無休
受付時間 月曜日～土曜日 08:30～17:30
- (10) 利用定員 併設型 10 人
空床利用型 特別養護老人ホーム双葉苑の定員 56 人以内
(特別養護老人ホーム双葉苑の空床の利用が可能な場合)
- (11) 通常の事業実施地域 桐生市及び旧桐生広域圏
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は、個室又は 2 人室ですが、個室の利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。）

<従来型>

- ・居室（特別養護老人ホーム用 5 6 床・短期入所生活介護用 1 0 床）

1 階	個室	5 室	2 人室	7 室
2 階	個室	1 5 室	2 人室	1 6 室
- ・食堂
- ・機能回復訓練室

- ・ 娯楽室
- ・ 浴室（機械浴室・一般浴室）

< 共用 >

- ・ 医務室
- ・ 事務室
- ・ 相談室
- ・ 面接室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者・家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ・ 管理者
- ・ 生活相談員
- ・ 介護職員
- ・ 看護職員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 医師
- ・ 栄養士
- ・ 調理員
- ・ 事務員

〈主な職種の勤務体制〉

・ 介護職員	早出	07:00 ～ 16:00
	常勤	08:30 ～ 17:30
	遅出	10:00 ～ 19:00
	夜勤	17:00 ～ 10:00
・ 看護職員	早出	07:30 ～ 16:30
	常勤	08:30 ～ 17:30
	遅出	09:30 ～ 18:30
・ 医師	毎週火曜日	14:00～16:00
・ 機能訓練指導員	月曜日～金曜日	08:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事等の介護（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：07：30～08：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴は週2回。清拭は随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内に負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)の負担となります。

②滞在に要する費用（光熱水費・室料相当分）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、従来型居室を利用の方には光熱水費及び室料相当額を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日当り)の負担になります。

③特別な食事

契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容

[理・美容サービス]

月1～2回、美容師の出張による理・美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：調髪1回あたり2,000円（パーマ等ご利用の場合は別途料金が必要です）

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき … 10円（カラー：30円）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第8条参照）

別紙「料金表」参照

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び滞在費合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度、負担割合及び所得区分に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆（介護予防）短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア．金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：群馬銀行（支店は問いません）

※引落手数料につきましては、支払者のご負担となります。

イ．下記指定口座への振込み

群馬銀行 桐生支店 普通預金 No.1005006

※振込料につきましては、振込者のご負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、契約者の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

阿久津 真理（特別養護老人ホーム双葉苑 生活相談員）

電話番号 0277-54-8900

受付時間 毎週月曜日～金曜日 08：30～17：30

また、苦情受付箱（ご意見箱）を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・桐生市保健福祉部長寿介護課

所在地：〒376-8501 桐生市織姫町1-1

電話番号：0277-46-1111

受付時間：08:30～17:15（土日、祝日を除く）

・群馬県国民健康保険団体連合会

所在地：〒371-0846 前橋市元総社町 335-8（群馬県市町村会館内）

電話番号：027-290-1363

受付時間：08:30～17:15（土日、祝日を除く）

・群馬県社会福祉協議会

所在地：〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12（群馬県社会福祉総合センター内）

電話番号：027-255-6033

受付時間：08:30～17:15（土日、祝日を除く）

（３）苦情処理第三者委員

田中 久仁雄（連絡先 0277-52-5516）

富所 榮子（連絡先 0277-53-9637）

＊公正中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

・６．提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価の実施状況：未実施

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明し交付しました。

指定（介護予防）短期入所生活介護 ショートステイふたば

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

契約者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

利用者との関係 _____

利用者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
一部鉄骨造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 6,344.97 m²

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員… 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員… 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員… 利用者の機能訓練を担当します。

医師… 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

- ①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に（介護予防）短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は（介護予防）短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③（介護予防）短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、（介護予防）短期入所生活介護計画を変更します。
- ④（介護予防）短期入所生活介護計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- （介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを

提供します。

- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

- 作成された居宅サービス計画に沿って、(介護予防) 短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- (介護予防) 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

↓

要支援、要介護と認定された場合

↓

- 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

↓

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。

- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者・利用者・家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用日数に応じた、日常生活上必要最小限のものにしてください。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

施設及び敷地内、全面禁煙となっております。

（4）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院

治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

・東邦病院、恵愛堂病院、桐生厚生総合病院、両毛整肢療護園

② 協力歯科医療機関

・森下歯科クリニック

6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 17 条参照)

① 利用者が死亡した場合

② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者(利用者)に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 利用者が入院された場合

- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者又は、ご家族等から職員に対するセクシュアルハラスメント又は、パワーハラスメント、身体的・精神的暴力などが認められた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

ショートステイふたば 利用料金表

併設型短期入所生活介護(Ⅱ) 多床室

介護度	サービス内容 単位(単位数)						利用者負担額(円)		
	介護 サービス費	機能訓練 体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	サービス提供 体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	1割	2割	3割
要支援1	451	12	—	—	22	—	485	970	1,455
要支援2	561						595	1,190	1,785
要介護1	603	12	4	8	22	13	662	1,324	1,986
要介護2	672						731	1,462	2,193
要介護3	745						804	1,608	2,412
要介護4	815						874	1,748	2,622
要介護5	884						943	1,886	2,829

※負担額割合は「介護保険負担割合証」にてご確認ください

☆連続31日以上短期入所生活介護を行った場合、介護サービス費1日につき30(単位)減算になります。

☆以下の場合には利用者の全額負担となります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用額
- ・連続して30日を超えた利用の場合、31日目は全額負担(食費・滞在費 含む)

2. 食費・居住費

※令和8年7月31日まで

区分	食費	居住費/多床室
基準費用額 第4段階	1,500円	915円
第1段階	300円	0円
第2段階	600円	430円
第3段階①	1,000円	430円
第3段階②	1,300円	430円

※令和8年8月1日から

区分	食費	居住費/多床室
基準費用額 第4段階	1,700 円	915 円
第1段階	300 円	0 円
第2段階	390 円	430 円
第3段階①	1,030 円	430 円
第3段階②	1,360 円	530 円

☆食費(1日)内訳 朝食500円、昼食500円、夕食500円

☆食費(1日)内訳 朝食500円、昼食680円、夕食520円

・介護保険負担限度額認定書証をお持ちの方は食事、滞在費が減額になります(1段階～3段階)

下記加算は事業所が加算条件を満たした場合または、対象の方のみ算定となります。

加算名	単位(単位数)	利用者負担額(円)	
		1割	2割
療養食加算	8 /回	8	16
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 /月	10	20
生活機能向上連携加算	100 /月	100	200
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 /日	12	24
緊急短期入所受入加算	90 /日	90	180
医療連携強化加算	58 /日	58	116
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 /日	200	400
若年性認知症利用者受入加算	120 /日	120	240
送迎加算	184 /片道	184	368
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	1月あたりの総単位数に17.6%を乗じた単位数		